

第42回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和4年2月18日(金曜日)
(書面開催)

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和4年2月18日付け災対第4131号で示された「まん延防止等重点措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和4年2月21日～3月6日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和4年2月18日付け災対第4131号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（まん延防止等重点措置に基づく要請より）

▶ イベント開催の要件は以下のとおり

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	20,000人まで （対象者全員検査により、収容定員まで追加可 ※4）	5,000人
収容率 ※2	100% ※5	大声なし：100%、大声あり：50% ※6

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5,000人超のイベントに適用

※4 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

※5 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※7 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）

業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		1/27 ～2/20 (前回)	対策等	2/21 ～3/6	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイトセンター）		○		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。（令和4年2月18日（予定）までは工事により休館）	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	福井多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。（令和4年3月1日から3月15日（予定）までは工事により休館）
	葦原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	沢池多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	西河原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	南茨木多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	いきいき交流広場	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。
	コミュニティデイハウス	×	自粛を要請。	○	食事の提供・会食、カラオケなど高唱を伴う活動を禁止した上で実施。
	街かどデイハウス	×		○	
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		1/27 ～2/20 (前回)	対策等	2/21 ～3/6	対策等
体育館	市民体育館	○		○	
	福井市民体育館	○		○	
	南市民体育館	○		○	
	東市民体育館	○		○	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期のみ開場	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	○		○	
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	○		○	
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	○		○	
	春日丘運動広場弓道場	○		○	
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		1/27 ～2/20 (前回)	対策等	2/21 ～3/6	対策等
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		○		○	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	○			
	庄栄コミュニティセンター	○			
	水尾コミュニティセンター	○			
	郡コミュニティセンター	○			
	西河原コミュニティセンター	○			
	穂積コミュニティセンター	○			
	畑田コミュニティセンター	○			
	東コミュニティセンター	○			
	豊川コミュニティセンター	○			
	彩都西コミュニティセンター	○			
	三島コミュニティセンター	○			
	大池コミュニティセンター	○			
	春日コミュニティセンター	○			
	東奈良コミュニティセンター	○			
	沢池コミュニティセンター	○			
	山手台コミュニティセンター	○			
玉櫛コミュニティセンター	○				
公民館	茨木公民館	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。
	春日丘公民館	○			
	中条公民館	○			
	安威公民館	○			
	玉島公民館	○			
	福井公民館	○			
	清溪公民館	○			
	見山公民館	×			
	石河公民館	○			
	太田公民館	○			
	太田公民館分室	○			
	天王公民館	○			
	郡山公民館	○			
	耳原公民館	○			
白川公民館	○				
西公民館	○				

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		1/27 ～2/20 (前回)	対策等	2/21 ～3/6	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観覧室)		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	キャンプエリアは冬期休所期間(12/1～3/19)	△	キャンプエリアは冬期休所期間(12/1～3/19)
図書館(富士正晴記念館含む。)		○	3密対策を講じて開館。	○	3密対策を講じて開館。
里山センター(森の学び舎)		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。	○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日、国において、大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として引き続き公示されることを踏まえ、第 70 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、2月 21 日から 3 月 6 日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）の延長を決定いたしました。

大阪府では、重症者に占める 70 代以上の割合が約 7 割に及ぶこと等を踏まえ、オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策を追加し、貴市町村におかれましても、高齢者施設に対するワクチン追加接種について、令和 4 年 2 月 15 日付けワ接第 1404 号により要請しました通り、2 月末までに接種を完了していただくとともに、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

あわせて、本会議で決定された要請内容について、ホームページや SNS 等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料 1 まん延防止等重点措置に基づく要請

別添資料 2 第 70 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

参考 令和 4 年 2 月 15 日付け通知

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/70kaigi.html

問い合わせ先

危機管理室災害対策課
健康危機事象対策チーム

代表 06-6941-0351(内線 4947、4948)

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 まん延防止等重点措置を実施すべき期間（令和4年2月21日～3月6日）
【大阪府が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」として公示されることを条件とする】

3 実施内容

（1）オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策

① 府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 自らの命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- 高齢者施設での面会は原則自粛すること（面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること）
- 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に大規模医療・療養センターもしくは宿泊療養施設において療養すること

※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む。

② 市町村への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 高齢者施設に対するワクチン追加接種について、2月末までに接種を完了すること

③ 高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 施設での面会は原則自粛すること(面会する場合はオンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法を検討すること)
- 施設管理者は、市町村によるワクチンの早期追加接種(2月中)に協力すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

④ 医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 連携医療機関・往診医療機関等は、市町村による高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種(2月中)に協力すること
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

(2) 継続した感染防止対策

① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく)

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること (法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと (法第31条の6第2項)
- 会食を行う際は、4ルールに留意すること (法第24条第9項)
 - ・ 同一テーブル4人以内
 - ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・ 2時間程度以内での飲食
 - ・ マスク会食※の徹底
- ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底 (法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること (対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外) (法第24条第9項)
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること (無料検査事業を実施) (法第24条第9項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること (法第24条第9項)

②大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食を自粛すること
（対象者全員検査を実施する場合は活動可能）
- 感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食を自粛すること
- 感染防止と、面接授業・遠隔授業の効果的実施による学修機会の確保の両立を図ること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

③経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減の取組みや、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者※は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること（法に基づかない働きかけ）
 - ※ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（例）
 - ・ 医療関係（病院、薬局等）
 - ・ インフラ運営関係（電力、ガス等）
 - ・ 生活必需物資供給関係（家庭用品の流通、ネット通販等）
 - ・ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ等）
 - ・ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容等）
 - ・ 金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ・ 物流・運輸サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、航空、郵便等）
 - ・ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後クラブ等）
 - ・ 生活支援関係（介護老人福祉施設、障がい者支援施設等）
 - ・ 飲食料品供給関係（飲食料品の流通、ネット通販等）
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

④ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	20,000人まで （対象者全員検査により、収容定員まで追加可※4）	5000人
収容率 ※2	100% ※5	大声なし：100%、大声あり：50% ※6

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超のイベントに適用
- ※4 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要
- ※5 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※6 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※7 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）
業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

⑤ **施設について**（府有施設を含む） **飲食店等への要請**（特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく）

施設	要請内容														
	ゴールドステッカー認証店舗 (10ページ参照)	その他の店舗													
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合</p>	<p>○以下の①又は②のいずれかとする事 (法第31条の6第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>5時～21時</td> <td>11時～20時30分</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一テーブル4人以内（法第24条第9項） （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※2は同一テーブル5人以上の案内も可</p>		営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	①	5時～21時	11時～20時30分	②	5時～20時	自粛	<p>○以下のとおりとする事 (法第31条の6第1項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内（法第24条第9項） （5人以上の来店案内は控えること）</p>	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	5時～20時	自粛
	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)													
①	5時～21時	11時～20時30分													
②	5時～20時	自粛													
営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)														
5時～20時	自粛														

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外

※2 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第31条の6第1項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底
- 利用者に対し2時間程度以内での利用を要請
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底

⑤施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第31条の6第1項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<p>○以下の感染防止対策を徹底すること <small>（法第31条の6第1項）</small></p> <p>入場者の整理等 （人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保 など</p>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

⑤施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ （法第24条第9項） 【その他】（1000㎡超の施設に要請） ○以下の感染防止対策を徹底すること <small>（法第31条の6第1項）</small> 入場者の整理等 （人数管理、人数制限、誘導等）、 入場者に対するマスク着用の周知、 アクリル板設置又は利用者の適切な距離 の確保 など
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



まん延防止等重点措置コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日2/18(金)は22時まで

2/19(土)、2/20(日)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

各 位

第 70 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

第 70 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要については、以下のとおりです。

1. 日時 : 令和 4 年 2 月 18 日 (金) 16 時 45 分から 17 時 40 分まで
2. 場所 : 大阪府本館 1 階 第一委員会室

【結果概要】**(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 新規陽性者数は、直近 1 週間は前週より減少に転じたが、依然、1 万人を上回る大規模な感染拡大が継続。60 代以上の新規陽性者数の増加にともない、重症者数が急増。
- 第六波の死亡例 445 例の推定感染経路の約半数は施設関連。直接死因は、新型コロナ関連が約 6 割の 271 例。

(2) まん延防止等重点措置に基づく要請等

- オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策として、以下の要請を実施。
- 高齢者（基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む）及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛など。
- 市町村は、高齢者施設に対するワクチン追加接種について、2 月末までに接種完了。
- 高齢者施設は、施設での面会は原則自粛（オンライン面会などを検討）など。
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関等は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合、地域単位での往診体制の確保などについて協力など。
- 継続した対策として、イベントの開催制限や、飲食店への営業時間短縮要請等を引き続き実施。

(3) その他**(大阪府における高齢者施設への対応について)**

- 複数の陽性者が発生している高齢者施設等に対し、施設内での早期治療を促進するため、圏域単位で「高齢者施設等クラスター重点往診チーム」を設置し、体制を強化。
- 入所系の社会福祉施設等（政令・中核市を含む）に対し、検査キットを無償配付（20～25 キット程度、大規模の施設には 50～75 キット程度）。3 月初旬までに配付完了の見込み。
- 国の支援を得て、まん延防止等重点措置区域または緊急事態措置区域において、施設内療養を行う高齢者施設等に対し、感染対策の徹底や療養体制確保を支援するための補助を拡充。（令和 4 年 1 月 27 日から遡及適用）

(宿泊療養施設の運用フェーズの移行について)

- 直近の宿泊療養施設入所者数が 3,000 人未満であることから、看護師等の医療人材を入院待機ステーション等の必要箇所に再配分するため、運用フェーズを災害級非常事態（10,000 室）からフェーズ 6（8,500 室）に移行。

(大阪コロナ大規模医療・療養センターの利用促進について)

- 高齢者の命を守るため、高齢者の同居家族で 60 代未満の方が、コロナに感染された場合の積極的な利用を促進するため、予約受付コールセンターの 24 時間対応を開始。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/70kaigi.html

大阪府内市町村長 様

大 阪 府 知 事

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第 24 条第 9 項に基づく高齢者施設等の入所者等への新型コロナワクチンの追加接種の速やかな実施について（依頼）

日ごろより本府の新型コロナワクチン対応に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、オミクロン株による感染拡大が依然として続いており、高齢者の感染者の急増や高齢者施設等でのクラスターが多発し、また、医療体制は軽症中等症病床や救急搬送体制が逼迫する等、危機的な状況にあります。

こうした中、ワクチンの追加接種により、オミクロン株に対しても発症予防効果や重症化予防効果が回復するとの報告がされています。現在、各市町村において、国の通知等に基づき追加接種の前倒し実施にご尽力いただいているところですが、今後の感染拡大の抑制や高齢者をはじめとする重症化リスクの高い方々をコロナから守る観点から、接種をより一層加速することが不可欠です。

つきましては、下記の通り特措法第 24 条第 9 項に基づく協力を要請しますので、各市町村長におかれましては、現下の状況を踏まえ適切にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

（要請内容）

追加接種を希望する高齢者施設等の入所者等（初回接種より 6 か月を経過する者）に対し、迅速に接種を行い、2 月末までに完了すること（対象施設等については別紙の通り）。

参考（特措法第 24 条第 9 項）

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

高齢者施設等の入所者等について

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6.1版）」第2章の2の（2）のウ（表3）に掲げる高齢者施設等の入所者及び従事者

表3 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ○ 居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ○ 老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ○ 高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム ○ その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） ・ 更生保護施設
---	---